

# 令和3年度 埼玉県DV防止基本計画(第4次)における施策の実施状況

施策の方向	実施した主な施策
<b>I 暴力を許さない社会づくりの推進</b>	
1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	・県及び県警ホームページによる情報提供 ・DV防止フォーラムの開催(46名参加) ・DV防止フォーラム関連取組(パープルリボンキャンペーンの実施(25市町参加)、DV防止関連展示) ・DV相談窓口用リーフレットの作成・配布 ・各DV防止啓発資料の配布 ・県政出前講座「DVのない社会に！」の実施(1回) ・「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発活動(市町村・民間団体等) ・市町村、企業、各種団体等への啓発講師の派遣(90回)
2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	・人権感覚育成指導者研修会の実施(14回) ・公立小・中学校、義務教育学校、高等学校で各学年1回以上の非行防止教室の実施(99.2%) ・全公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校における「性に関する指導」の実施 ・「性に関する指導」授業研究会(3回)、「性に関する指導」指導者研修会(1回)の実施 ・保育士等資質向上研修(10回実施1,316人受講) ・公立学校の管理職、担当者を対象とした人権教育研修会の実施(4回) ・私立学校教職員人権教育研修会の実施(11回)
3 若年者に対する予防啓発の推進	・デートDV防止講座(高校5校)及びデートDV防止出前講座(17回)の実施 ・デートDV防止リーフレットの作成・配布(中学・高校生向け72,000部、カード型35,000部) ・「デートDV防止啓発ハンドブック」の活用促進、指導助言の実施 ・教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会の開催(動画配信により43名受講)
4 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進	・子どもの心のケア研修会の開催(動画配信により755名受講) ・児童虐待防止サポーター研修の実施(619人受講) ・公立学校の管理職、担当者を対象とした人権教育研修会の実施(4回)
<b>II 被害者の安全確保と支援体制の充実</b>	
1 早期発見のための取組強化	・医療機関を構成団体とした会議での情報提供 ・生活保護新任ケースワーカー等対象研修の実施(DV被害者対応) ・市町村及び地域包括支援センター職員に対し、高齢者虐待対応専門員養成研修の実施(WEB配信で338名視聴)、高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修の実施(WEB配信で330名視聴) ・介護支援専門員研修の実施(2,935名) ・精神保健相談や母子保健相談等を通じたDVの早期発見に向け、その知識や技術の習得のための保健師等の研修参加(年1回以上) ・新任民生委員・児童委員等への広報や研修の実施(早期発見のための取組強化の部分)
2 警察における被害防止活動の推進	・警察安全相談窓口等でのDV相談(6,132件) ・DV法に基づく援助(1,372件) ・事件検挙(603件) ・加害者へ更生のための働きかけの実施 ・再被害防止措置の実施 ・犯罪被害者等への支援 ・警察安全相談員研修、警察学校等における集合研修、幹部講習における研修の実施
3 相談体制の充実	・DV県相談窓口での相談を実施(婦人相談センター、With You さいたま、県福祉事務所女性相談員2,164件) ・インターネット相談の実施(114件) ・男性臨床心理士による電話相談の実施(月1回 110件) ・県福祉事務所に女性相談員を設置(計23名) ・県警において被害者の立場に立った相談対応の推進 ・市町村相談事例への対応研修(7市) ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催(2回) ・配偶者暴力相談支援センター設置の助言、人口10万人以上の未設置市への訪問による働きかけ(6市) ・DV被害者支援担当者研修等の実施(5回(うち1回は書面開催)) ・民間団体も含めたDV被害者支援担当者研修の実施(3回開催) ・デートDV防止講座(高校5校)及びデートDV防止出前講座(17回)の実施、 「デートDV防止啓発ハンドブック」の活用促進、相談体制充実のための具体的な指導助言
4 保護体制の充実	・一時保護施設による保護の実施(54件) ・関係機関等を対象とした研修会等の実施(12回開催) ・同伴児童の面接の実施(62回) ・DV被害者等の緊急一時保護の実施(54件) ・母子緊急一時保護事業の実施(5人) ・民間シェルター等への一時保護委託の実施(11件) ・被害直後における被害者等への一時避難場所確保に係る費用負担制度の実施 ・他の都道府県との連携による母子生活支援施設への入所(6人)
5 外国人、障害者、高齢者への支援	・外国人総合相談センター埼玉での多言語(10言語及びやさしい日本語)による相談【生活相談、出入国・国籍、労働問題、福祉相談、法律問題の専門相談(5,962件(うち、婚姻・離婚関係220件))、情報提供を実施 ・多言語に対応した相談窓口案内の啓発資料を配布。 ・手話通訳・要約筆記の派遣体制、聴覚障害者の日常生活の悩みなどの相談窓口を設置 ・権利擁護センターにおいて障害者からの相談を担当する相談員の確保(障害者110番相談件数338件) ・精神保健福祉センター及び保健所での精神保健福祉相談等に含まれるDV事案への適切な相談支援の実施 ・市町村等関係機関との会議や研修会において、障害者(障害を持つDV被害者を含む)の円滑な保護についての情報共有及び協力要請 ・介護施設等職員に対する高齢者虐待防止研修の実施(WEB配信で338名視聴)、高齢者虐待対応窓口である市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした研修(WEB配信で668名視聴) ・介護支援専門員法定研修の実施(2,935名) ・高齢者虐待対応専門員養成研修の実施(WEB配信で148名視聴)
6 関係機関の支援ネットワークの充実	・DV対策関係機関連携会議の開催(2回(うち、1回は書面開催)) ・県福祉事務所単位の事例検討会の実施(1回(1事業所、書面開催))
7 被害者に関する個人情報の保護	・戸籍住民基本台帳事務初級者研修会における研修資料のホームページ掲載及び市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした会議等(4回)における周知 ・市町村DV対策担当課長会議において個人情報の適切な管理について周知・情報提供
8 職務関係者の配慮と資質の向上	・DV被害者支援担当者研修等の実施(5回(うち1回は書面開催)) ・女性相談員専門研修(事例検討会議を含む)の実施(1回(書面開催)) ・二次的被害防止に向けた啓発及び情報提供のため、職務関係者研修、関係機関向け虐待防止研修会の開催、障害者虐待防止・権利擁護研修の実施及び職務関係者研修への講師派遣 ・県福祉事務所単位の事例検討会の実施(1回(1事業所、書面開催)) ・DV相談ハンドブックの活用

## III 安心して生活再建するための自立支援の充実

1 住宅の確保に関する支援	・県営住宅優先入居制度(抽選倍率の優遇)による入居(申込9件) ・宅建業者法定研修会における研修会資料を作成し、社会的弱者の住宅確保について協力を要請 ・あんしん賃貸住まいサポート店における住宅確保要配慮者の契約(1,067件) ・居宅の確保に困難を抱える生活保護受給者に対し、民間アパート等への入居支援(転居者数19人) ・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給(140件)
2 心の回復に関する支援	・一時保護施設における継続的な心のケア実施体制の整備(精神科医による相談) ・外部講師による相談員研修の実施(4回) ・男女共同参画推進センターにおいて専門相談(カウンセリング)を実施(9回) ・グループ相談会「はぐたまカフェ」の開催(2回) ・心のケア電話相談の実施 ・心理教育プログラムの実施(3コース) ・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(89名)
3 就業に関する支援	・ハローワーク、母子・父子福祉センター及び女性キャリアセンター等についての情報提供 ・養育費専門相談員等研修の実施 ・女性キャリアセンターとの連携による一時保護施設入所者に対する就職支援セミナー・個別相談(キャリアカウンセリング)の実施(9回) ・母子家庭の母や父子家庭の父及び生活保護受給者に対する職業訓練の実施(修了者29人) ・女性キャリアセンター及び埼玉しごとセンター、母子・父子福祉センターにおける就業支援 ・特別の支援を要する家庭の子供に対する保育所入所の優先的取扱い ・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(89名)
4 経済的な支援	・管内福祉事務所に対し、一時保護入所者等に係る生活保護の取扱いの助言指導、生活保護法施行事務監査の実施 ・児童手当・児童扶養手当に関する広報(リーフレットの作成)及び市町村指導監査(31市町村)の実施 ・DV被害者に対する結核児童療育給付、小児慢性特定疾病医療費助成制度の被害者世帯認定等の弾力的な運用 ・未熟児養育医療給付、自立支援医療費(育成医療)について、被害者に対する適切な配慮について市町村に助言 ・乳幼児医療費及びひとり親家庭等医療費支給制度について、市町村担当者を対象とした説明会の開催(3会場) ・DV被害者に係る国民健康保険の取扱いについて、国民健康保険事務新任者を対象とした研修会にて講義(2回) ・高齢者虐待に係る介護保険の取扱いについて市町村職員を対象とした高齢者虐待に関する研修等において説明
5 法的手続に関する支援	・日本司法支援センター(法テラス)や弁護士会と連携し、保護命令の申立や離婚に対する助言・情報提供 ・一時保護施設入所者への法律相談の実施(3件) ・保護命令の申立て方法等の法的手続きに関する支援の実施
6 地域における支援協力者への支援	・県政出前講座「DVのない社会に！」の実施(1回) ・新任民生委員・児童委員等への広報や研修の実施(早期発見のための取組強化の部分)
7 継続した支援	・一時保護施設退所者への相談・支援(39件) ・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(89名)

## IV 子ども安全確保と健やかな成長への支援

1 早期発見と安全確保	・全児童相談所で管内市町村要保護児童対策地域協議会に参画、連携 ・子どもスマイルネット電話相談(3,518件) ・児童虐待防止サポーター研修の実施(619人受講) ・スクールカウンセラー(県内1,085校など)及びスクールソーシャルワーカー(59市町村など)の配置及び市町村が行う相談員配置事業の助成(62市町村)による教育相談体制の整備 ・公立学校の管理職、担当者を対象とした人権教育研修会の実施(4回) ・婦人相談センターと児童相談所等関係機関との協力体制の強化 ・母子ともに保護できる一時保護委託先の確保 ・児童相談所の一時保護所及び乳児院等への一時保護委託での一時保護の実施
2 心身の健やかな発達への支援	・心のケア電話相談の実施 ・心理教育プログラムの実施(3コース) ・各児童相談所に児童心理司を、中央児相に児童精神科医を配置し治療を実施 ・児童養護施設(20施設中20施設)、乳児院(6施設中4施設)・母子生活支援施設(2施設中2施設)への心理士(常勤)の配置 ・保健所で子どもの心に関する専門相談を開設し、子どもやその家族への支援体制を整備(専門相談 220名) ・保健所で関係機関との連絡会議の場を整備し、関係者間の情報の共有やネットワーク化を推進(連絡会議参加者 28名) ・一時保護施設において同伴児童へのメンタルケアを実施 ・子育てに困難を抱えている場合には、退所時に本人の了解を得て関係機関への情報提供を実施
3 保育・就学・学習支援	・特別の支援を要する家庭の子供に対する保育所入所の優先的取扱い ・私立学校教職員人権教育研修会で適切な情報管理を要請(11回実施) ・保育士等資質向上研修(10回実施1,316人受講) ・公立学校の管理職、担当者を対象とした人権教育研修会の実施(4回) ・DV被害者に対し子供の就学についての情報提供 ・一時保護中の児童が属する学校からの相談に対する助言 ・一時保護施設における保育及び学習指導(保育児童数延べ1,048人、学習参加児童数延べ479人)

## V 民間団体との連携・協働の推進

1 民間団体との連携・協働の推進	・DV対策関係機関連携会議に民間団体2団体が参加 ・民間団体のスタッフを研修会や講座の講師として招へい ・被害者支援事業の一部を民間団体に委託(5団体) ・各関係課所による個人情報、団体情報の適切な管理及び配慮
2 民間団体の育成・支援	・民間団体の活動支援のための補助金交付(5団体) ・民間団体交流会の開催(1回) ・民間団体への情報提供(19回) ・DV被害者の自立支援サポーターを養成(20名) ・民間団体スタッフへのフォローアップ研修会の実施(動画配信により159名受講) ・民間シェルター等への一時保護委託(11件) ・DV被害者に対する継続的な支援を民間団体に委託(89名)

## VI 施策の推進に必要な調査・研究

1 調査・研究の実施	・県全体の外国人相談・情報提供業務を行っている相談員等を対象とした情報交換 ・DV被害者及び同伴児童の心理についての精神健康調査や面接の実施 ・加害者更生の取組についての情報収集
------------	--